

# 2021年度事業計画

## 法人経営方針

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、2021年度においても引き続き感染拡大防止策を徹底し、施設利用者と職員の健康と安全を守ることを最優先課題とする。

そのうえで、横浜医療福祉センター港南の5棟目の開棟が法人全体の経営に係る重要課題であることを念頭に、開棟準備に係る経費を確保し、法人の収支バランスの適正化に努める。

## I 法人本部事務局

### 1 本部の機能強化及び施設の円滑かつ効率的な運営支援

#### (1) コンプライアンスの遵守及びガバナンスの強化

法令等に則った理事会及び評議員会の運営によって、法人経営の健全化を図り、社会的信用度を高めるとともに、コンプライアンス委員会の指揮のもと内部通報制度や内部監察等を活用して、適正かつ効率的な事務事業の遂行を確認、検証する。

また、法人経営に関する分析、判断資料とするため、新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しながら、役員及び評議員を対象とした県内の重心施設等の視察会を企画、実施する。

#### (2) 中期経営計画の着実な実現

中期経営計画が3年目を迎えるにあたり、法人及び各施設における重要取組課題が計画的かつ着実に処理されるように、その取組状況を検証・評価し、計画の着実な実行を図る。

さらに、次期中期経営計画の策定に向けて、各施設と連携して新たな重要課題の抽出に取り組む。

#### (3) 法人への信頼と理解を深めるための情報発信

利用者やその家族をはじめ市民の皆様に対して、法人及び各施設の経営・運営情報を迅速かつ正確に提供できるよう、法人全体のホームページの整備を進める。

また、法人及び各施設の運営について、広く企業や市民の皆様との理解と協力を得るため、法人ホームページ上にバナー広告募集の掲載や寄附募集のための「十愛応援団（仮称）」バナー掲載の整備を進める。

### 2 健全な財務規律の確立及び業務改善の推進

#### (1) 財務諸表における信頼性の維持

社会福祉法人会計基準の取扱い等に準拠した事務処理となるよう、業務プロセスの有効性や効率性の改善に取り組む。

(2) 有効な経営分析と経営指標の確立

全体的な経営分析に加え、主要な支出項目別のデータ分析を的確に行い、財務状況の向上及び業務効率の改善につながる提案を行う。

(3) 持続的な法人経営のための新企画提案

総合相談センター構想については、相談支援機能の強化を図るため、集約化、専門化及び機能強化を目的としたプロジェクト活動を継続して推進する。

また、横浜医療福祉センター港南及び横浜療育医療センターで導入している電子カルテの統合化の可否について、プロジェクト会議を中心として、統合化のメリット・デメリット、具体的なスケジュール等に関して調査、検討を進めていく。

### 3 中・長期的な観点からの人材の確保・定着

(1) 横浜医療福祉センター港南 5 棟目開棟等を支える採用戦略の展開

2022 年度に予定している横浜医療福祉センター港南の 5 棟目開棟に必要な人材を確保するため、「採用戦略プロジェクト」を中心に、年間を通じてあらゆる手段を講じ、職員の採用活動を実施する。

同時に、各施設の安定的な運営体制確保のための欠員補充や、補助金等の加算に必要な職員配置条件を満たすため、随時、職員採用活動を行う。

(2) コロナ禍に対応した人材育成策の実施

コロナ禍における研修及び人材育成のあり方を見直し、動画視聴や e-ラーニングを導入するなど、時代の変化に対応した研修及び人材育成手法を検討、実施する。

(3) 労働環境の健全化に向けた取組

貴重な人材の定着を図るため、年次有給休暇の取得向上や超過勤務の縮減など労働時間適正化の取組を進め、ワークライフバランスのとれた働きやすい職場づくりを進める。

また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントのない快適な職場環境を作るため、職員への一層の周知・啓発、相談体制の充実・強化等に取り組む。

(4) 人事、労務、給与に関する新制度の確実な定着化の推進

2020 年度に全部改正した就業規則、給与規程、非常勤職員就業規則等に基づく新職員制度と新給与制度について、引き続き、適正な運用による定着化を進める。

## Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

### 1 全体目標

「利用者の笑顔を第一に」考えるセンター港南の理念に基づいて、質の高い医療・福祉サービスを提供し、利用者やその家族の方々から信頼される施設を目指す。

長引くコロナ禍にあつて、引き続き感染拡大防止策を徹底して、施設利用者、職員の安全と健康を確保して各事業の提供を継続する。

2022年4月に予定している全棟（3W棟）開棟に向けて準備を進める。入所児者の個別性を配慮したユニット構成と配置、新入所児者の入所選考、短期入所の運営手法等を検討して決定する。開棟に必要な人材確保や研修の充実を図るとともに、職員にとって働きやすい職場環境の整備等を推進して離職防止に取り組む。

### 2 運営事業の指針

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の感染拡大防止策の徹底  
施設利用者、職員の安全と健康を確保し事業を継続する。
- (2) 5棟目開棟に向けて運営体制の強化と人材確保  
開棟に向けて、円滑な運営を行うための計画策定、人材確保を行う。
- (3) 高収益・低コストの経営意識  
「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事する。
- (4) 職員にとって働きやすい職場環境の整備  
全ての職員が意欲をもって業務できるように、職場環境の整備に努める。

### 3 数値目標

事業名	2021年度目標（前年度目標）
外来診療	98.0名/日（110.0名/日）
長期入所	118.8床/日（117.6床/日）
短期入所	8.0床/日（9.6床/日）
入院	0.3床/日（0.5床/日）

### 4 各部門の主要事業計画

#### （診療部）

- (1) 個々の利用者に応じた医療を提供する。

「利用者から求められている必要な医療は何か」を敏感に汲み取り、適切な医療を提供するために診療レベルの向上を図る。

重症心身障害児者医療だけでなく、てんかん、発達障害、成人期に達した知的障害など当センターに現在求められている専門医療の研鑽を重ね、診療レベルの向上を目指す。

- ①非常勤医師（整形外科、児童精神科、遺伝科、皮膚科）や他職種との活発な意見交換を行い、適切な医療的判断を行う。

- ②35歳以上のがん検診の方法や実施スケジュールなどについて検討し、検診を開始する。
  - ③医師は論文作成や学会発表を積極的に行い、上級医はこれを指導する。
  - ④オンライン診療の利便性、必要性を検討し準備を行う。
- (2) 適切な医療的判断を行うための他職種との連携
- ①開設当初から、ケアの標準化と質の向上を目的として医療ケアチームの活動を目標としており、現在活動しているチームはさらに活発な活動を目指し、いまだ準備段階であるチームは関連部署との具体的な協議を行い、実践に向けた準備を行う。
    - (ア) 栄養サポートチーム (NST)
    - (イ) 摂食・嚥下チーム
    - (ウ) 褥瘡ケアチーム
    - (エ) 緩和ケアチーム
    - (オ) 呼吸・排痰ケアチーム
    - (カ) 感染コントロールチーム (ICT)
  - ②利用者が望んでいる生き方をとらえ適切な医療的判断ができるように、カンファレンスへの参加など家族や他職種とのコミュニケーションに努める。
- (3) 5棟目開棟に向けて、医師の育成及び確保に万全を期す。

## (診療支援部)

### (1) リハビリテーション課

生活上の困難度や家族の介助負担に寄り添い「心地よく」暮らせることを目指して、チームで支援する。

- ①多様なニーズに対応した訓練と先進的・先駆的な訓練を提供し、訓練の質を向上させる。
- ②多職種医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
- ③人材育成のための施設間交流を行う。

### (2) 薬剤課

安全・安心な医薬品の提供とクリーンな環境を維持する。

- ①持参薬を含め、薬歴を基に相互作用、副作用の防止を行う。
- ②採用医薬品を見直し効率的な在庫管理を行う。
- ③感染コントロールチーム (ICT)、栄養サポートチーム (NST) に積極的に参画しチーム医療の向上を行う

### (3) 検査課

- ①全ての検査において、「迅速かつ正確で、一人ひとりの笑顔を大切にする臨床検査」を目標とし、利用者が安心して受けることができる臨床検査を提供する。
- ②検査データの精度及び信頼性を向上させるため、内部精度管理の励行や外部精度管理への参加を行う。加えて機器の点検・整備を計画的に実施する。
- ③臨床側の求める感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療としての開かれた検査室を目指す。

#### (4) 放射線課

- ①利用者の負担を少なくするため、安全性を十分に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。
- ②検査に必要な被ばく線量は、最低限に抑える。
- ③検査機器の保守点検及び整備に努め、より高い安全性を確保する。
- ④医師に有効な医療情報提供ができるよう、知識及び技術の向上を行う。

#### (5) 栄養課

- ①衛生管理を徹底し、安心して安全な食事の提供を行う。
- ②栄養委員会で他職種からの意見を取り入れ、食事の質の向上を行う。
- ③行事食を実施し、季節を感じられる食材や普段の食事とはひと味違う献立を提供し、利用者に喜ばれる食事を提供する。
- ④栄養相談や多職種による栄養サポートチーム(NST)によって、利用者の状態に応じた適切な栄養管理の提言を行う。

### (居住支援部)

- (1) 全棟開棟に向けた現入所者の個別性を配慮した棟構成や利用者配置を検討する。
  - ①入所者の医療ケア度、人工呼吸器の装着有無、自立度などを考慮して棟構成や職員配置を検討する。
  - ②利用者一人ひとりの趣味や嗜好を考慮したユニットを構成して転棟を検討する。
- (2) 利用者にわかりやすい情報提供や選択肢を用意したうえでの意思表示など、コミュニケーション豊かな関わりを大切にする。
  - ①ACP（アドバンスケアプランニング）について、委員会において取り組む。
  - ②多職種と連携しながら生活の中に、できるだけ多くの選択肢を用意し、意思決定場面では本人を交えることを日常化するよう工夫する。
- (3) 計画相談と連動した個別支援計画の立案と確実な実施を行う。
  - ①「計画相談は人生の設計図」と捉え作成にしっかりかかわる。また、計画相談を踏まえた個別支援計画の実行ができるよう、多職種連携による対応を行う。
  - ②ユニットの特性を活かし、気づきとコミュニケーションを高め、個別性を尊重した生活支援を展開するとともに、ユニットケア向上のための評価と課題を検討する。
- (4) 感染拡大状況に合わせ、オンライン面会を検討し進める。また、可能な外出活動を検討し、マンネリ化しない新しい活動体験など日中活動の充実を図る。

### (在宅支援部)

#### 1 医療福祉相談室

##### (1) 短期入所の円滑な運用

- ①1E棟8床を効率的に運用するとともに、事前に感染症のかかわりなど十分に聴取、ゾーニングを実施して短期入所事業を継続していく。
- ②5棟目開棟により短期入所定員が増加することから、新規利用者数の増加に対応した運営とする。

③利用者及び保護者のニーズに応じて適宜利用できるよう、横療や関係部署との連絡調整を十分に行う。

④利用者の在宅環境の変化、新たな医療処置及び機器の導入等、状況変化に対応できるよう、在宅支援体制の充実を図る。

(2) 二次相談の円滑な実施と充実

これまで横療が市から受託していた重症心身障害児者に係る二次相談支援機能について、2021年度から港南が受託する。

(3) 指定特定相談支援事業所の適正な運営及び実施

指定特定相談支援事業所として、サービス等利用計画(計画相談)の作成のほか、モニタリングにあたっては、介護療養サービス提供事業所がサービス提供にあたって作成する個別支援計画及び看護計画等との十分な調整を図る。

(4) 5棟目開棟に伴う長期入所者の調整

横浜市と調整し、新長期入所24名の選考を行う。

(5) とちのき講座の開催

感染拡大状況に合わせ、センター講座「とちのき講座」の企画及び運営を検討する。

2 外来課

外来受診されている、重症心身障害児者、発達障害児者の患者及び家族に円滑に対応できるよう、関係部署間で情報を共有する。

①感染対策を実施して利用者及び職員にとって安全な診療に取り組む。

②診療部、医療福祉相談室、歯科及びリハビリへの連絡及び確認等、継続的な連携が図れるよう、必要に応じて定期的にカンファレンスを実施する。

③入院及び短期入所棟と連携し、利用者及び患者の変化に対応する。

**(安全管理室)**

(1) 全職員が感染に対する標準予防策を理解し徹底する。

①コロナ感染症の国内外の動向を注視し、院内感染等の施設管理に万全を期す。

②感染コントロールチーム(ICT)が中心になり、正しい感染予防対策の知識を持つ。

③ICTメンバーの研修参加、研修で得た知識に基づきラウンドでの指導や院内研修会を実施する。

(2) 全職員が感染及び安全に対する5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)を理解し実行できるようにする。

(3) 定期的に安全に関する職場巡視を行うとともに、『安全レター』を発行する。

①適時職場巡視を行い、危険な点がないかどうか、指摘した部分が遵守されているかどうか、チェックする。

②実際発生したインシデント・アクシデントをもとに重要と思われる問題に対し分析を行う「安全レター」を作成し、その対策を全職員に周知させる。

(4) より現実的な防災訓練を行い、発災時に全職員が迅速に対応できるようにする。

ビデオや写真を通して『危険』、『危ない』という感性を醸成することにより、各個人の



### Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

#### 1 全体目標

法人及び当センターの理念の下に、長期入所者の生活の充実と在宅生活者へのきめ細やかな支援を目的として事業の安定的な運用を目指す。

2020年度来の新型コロナウイルス感染症の流行は、2021年度も引き続き当センターの業務遂行に大きな影響を及ぼすことが予想される。最も避けるべきは利用者や職員が罹患して生命が脅かされることであり、また施設内で感染者が発生することによって業務の継続に支障が出ることである。ついては、本年度はまずこの感染症から利用者及び職員を守ることを基本的な目標とする。

そのうえで、高齢化と医療必要度が進行している長期入所利用者の生活能力に応じた適切な生活支援と、利用者本人の高齢化及び重症化のみならず、介護者の高齢化及び疾病のために介護困難に陥った家族に対する迅速な対応を重点項目として本年度の事業計画を策定する。

#### 2 運営事業の指針

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

2020年度に作成し、現在も実情に合わせて改定を続けている対応マニュアルを適切に運用し、ウイルスの侵入を防ぐための様々な手順を職員全員が遵守すること、感染者が発生した場合にクラスター化を防ぐ対策を迅速に行うこと等を徹底する。

##### (2) 在宅支援事業の維持・拡充と臨機応変な対応

生活介護（通所）、放課後等デイサービス、リハビリテーション及び外来診療の各利用者の感染リスクを常時監視することによって、可能な限り安全に各業務を継続する。介護者の疾病や社会的事情により在宅療養維持が困難になった場合は、短期入所枠や入院枠を利用することにより臨機応変に対応できる体制を整える。また訪問看護ステーションえーる及び居宅介護サービスまいは一とからの情報を活用し、在宅生活者への切れ目のない支援を目指す。

##### (3) 棟間で差のない長期利用者の生活の質の向上

2020年度にB棟を障害者施設等入院基本料2（10:1看護基準）に移行させたことにより棟間の医療度をある程度均質化できる目途がついたため、長期利用者の棟間移動などによって日中活動を充実させ、どの棟でも一人ひとりが快適に過ごせる日常生活を提供する。

##### (4) 多職種連携の強化

各部署の職員定数を充足させるとともに、組織横断的な仕組み（委員会、感染コントロールチーム（ICT）を利用した情報共有手段など）を活用することによって医療、看護、支援、リハビリ、栄養、相談などの各部門間で迅速に情報共有し、効率的な業務遂行を行う。

##### (5) 職員満足度の向上と人材育成への取組

全ての職員が当センターの職員であることを誇りに思えるように、法人及び施設理念を意識しながら共通の目的意識を育み、職員間の意思疎通を図り、働く喜びを共有できる職場風土を醸成する。そのうえで各職種の研修・教育システムを充実させ、職員のスキルの



向上と人材の定着を図る。

### 3 数値目標

事業名	2021 年度目標(2020 年度目標)
外来診療	85 名/日 (87 名/日) ※103 名/日(短期入所外来を含む。)
療養介護	87 名/日 (87 名/日)
短期入所	14 名/日 (15 名/日)
入院	1 名/日 (1 名/日)
生活介護	19 名/日 (18 名/日)
訪問看護ステーションえーる	165 件/月 (160 件/月)
ヘルパーステーションまいはーと	600 件/月 (600 件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	4.0 名/日 (3 名/日)
保育室ひかり	17 名/月 (18 名/月)
病児保育室あさひ	2 名/日 (3 名/日)

### 4 各部門の主要事業計画

#### (診療部)

新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら、長期入所者及び在宅利用者の生活を守るための事業を継続していく必要がある。各部門・他職種との連携を強化して対応する。

#### (1) 長期入所

高齢化・重症化に対応できるよう研鑽を重ねる。スタッフ・家族と共に入所者一人ひとりの望む生活と医療ケアについての検討を行う(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)。

#### (2) 短期入所

重症化とともに状態が多彩になっている利用者への対応を、スタッフと協力して行う。病床数を可能な限り維持しつつ、増加している緊急入所の依頼に対応できるように短期・入院病床の効率的な運用を行う。在宅での不安要素に主治医とも連携して対応する。

#### (3) 外来診療

- ①外来診療は、コロナ禍の中、電話再診が増加しているが、オンライン診療も含めたあり方を模索し、利用者の利便性と正確な診断・対応につなげていく。
- ②利用者の在宅・地域生活が安心・安全で潤いのあるものになるよう医療面からのサポートを行う。多岐にわたる専門医療の知識を得るため研鑽する。
- ③増加している発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を行う。
- ④通所に加えて放課後等デイサービス利用者の体調管理にも関わり、協力して対応する。
- ⑤入所・外来にて栄養サポートチーム(NST)・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。
- ⑥歯科は今年度も新体制となる。まだ、新型コロナウイルス感染症対策が続くと思われる中、他部署と連携し、院内感染防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに応え

るよう努める。

長期入所者・通所の定期検診及びブラッシング指導、保育室ひかりの歯科検診は例年どおり実施する。たちちほどがやの定期検診については2020年度のコロナ禍の状況を鑑みて、やり方を変更して実施する。

### (診療支援部)

#### (1) リハビリテーション課

- ①入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。
- ②通所の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。
- ③外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。
- ④地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム・たちちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。
- ⑤人材育成として、合同研修・部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

#### (2) 薬剤課

- ①安心・安全な医薬品の供給と情報提供を行う。
- ②安心・安全な医薬品供給のため医薬品の安全管理を行う。
- ③研修・勉強会へ積極的に参加し、医療・福祉へ貢献する。
- ④チーム医療へ積極的に参画し、医療の向上を目指す。
- ⑤DI 業務を充実する。
- ⑥病棟での薬剤業務をすすめ、利用者により良い診療支援を行う。

#### (3) 放射線課

- ①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ②医療機器の保守点検・整備・修理を行う。
- ③知識・技術の向上
- ④他部署との連携・協力をはかり、より良い診療支援を目指す。

#### (4) 検査課

- ①迅速で正確な検査を実施する。
- ②検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ③運用マニュアルを随時更新する。
- ④採血管などの定数管理を実施する。
- ⑤センター内における感染傾向の把握と情報提供
- ⑥他部署と連携し、院内感染防止対策を徹底する。

#### (5) 栄養課

- ①安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。
- ②イベント食やリクエスト食の計画的な取入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。  
また、ケトン食の提供を継続する。
- ③栄養サポートチーム (NST) で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④外来、入院時の栄養指導を積極的に実施する。

⑤地域活動支援事業の「健康相談」・「巡回相談」を実施する。

⑥放課後等デイサービス事業及び保育室とも連携する。

## (居住支援部)

### (1) 療養介護

①全ての棟が入院基本料を 10 対 1 に変更したことで、医療度の均等化を図るとともに、生活の質の向上を目指す。

②高齢化・重症化に伴う安全で質の良い生活支援を提供する。

③教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。

④研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

⑤短期入所者を積極的に受け入れ、在宅生活を可能な限り支援する。

⑥個人にあった生活が提供でき、かつ職員の業務負担軽減につながる改善を行う。

⑦感染対策の取組をした面会及び外出を制限される中での、利用者の身体的、精神的な負担解消に向けた新たな生活様式を検討し提供する。

⑧長期利用者への面会が感染対策で制限されることによる、家族の不安解消に向けた利用者の日常が伝わる方法を検討し提供する。

### (2) 日中活動

①長期入所者の社会参加及び生活の潤いとして感じられる活動を提供する。

②短期入所者の希望者への活動の提供と支援を行う。

③長期入所者個人の年齢や健康状態を踏まえた活動を提供する。

④地域社会との連携を実施し、質の良い支援を提供する。

⑤研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

⑥棟職員との協力を強化することで、利用者の状態把握の共有で安心な活動を提供する。

⑦音楽療法の再開に伴い長期入所者のサポートを行う。

## (在宅支援部)

### (1) 外来看護

①外来診療・通所・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス

左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。

②チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。

③重心及び発達障害児者への看護に関する研修や人材育成に積極的に取り組み、利用者サービスの向上を図る。

### (2) 短期入所・入院

①短期入所 15 床の運用を効率的に実施し、100%以上の占床率を目指す。

②空床を利用し、休日を含め最大限緊急入所に対応する。

③レスパイト等の定期的な短期入所を確保し、在宅生活の維持に努める。

④新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、通常どおりの短期入所を受け

入れしていく。

### (3) 通所

- ①通所数を1日平均19名以上の安定確保を目指す。
- ②効率的な送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。
- ③利用者の重度化に伴い、医療ケアの職員研修の充実と体制整備を行う。
- ④計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。
- ⑤個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。
- ⑥登録者の重症化に伴い、送迎時の運営体制を検討する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しながら、その時々々の最良のサービスを行う。

### (4) 医療福祉相談室

#### ①一般相談

- (ア) 重度重複障害及び医療的ケアに関する専門的な相談に応じる。
- (イ) 他機関と連携し、専門機関への橋渡し、共に努める。
- (ウ) 外来診療でサポートが必要な患者（家族）の診察場面に同席し、状況把握の上、困難さに対応していく。

#### ②短期入所調整

- (ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、利用者・家族への丁寧な説明と表示により、対策への協力依頼を継続的に実施していく。
- (イ) 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。
- (ウ) 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。
- (エ) 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞き取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

#### ③長期入所調整

利用者の家族や関係機関と連携して、安心して施設生活を送れるよう支援する。

#### ④指定特定相談

- (ア) モニタリング等の業務を遂行し、新たに、地域の利用者に受入れを拡大していく。
- (イ) 法人内（港南・たちほどがや）の定例連絡会議を継続し、情報共有及び相談支援サービスの向上を図る
- (ウ) 地域の自立支援協議会及び相談事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。

#### ⑤退院支援

入院患者の退院に向け、家族のみならず在宅サービス・在宅医療への情報伝達。必要時、カンファレンスの開催

#### ⑥委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

前年度同等の訪問相談及び出前講座を行う。P T 以外の職種のリクエストも受け講義を行う。

#### ⑦初診受付・相談

新患相談受付窓口として、外来及び診療部との調整を行う。

#### (5) 訪問看護ステーション「えーる」

- ①実働 5 名体制を維持することで、利用契約者数を 50 名以上に増やし 安定した訪問件数を確保する。
- ②外来部門との連携を強化と看護サービスの質向上を図るために、引き続き日中のリリーフ体制を継続する。
- ③居宅事業所との協働を推進し、介護職の医療的ケア等の指導的役割を担う。
- ④ニーズの高い訪問リハビリ件数を月 15 件以上保ち、地域支援していく。

#### (6) ヘルパーステーション「まいはーと」

- ①常勤職員 6 名配置となり、在宅支援部門の一部門として他部門との連携を図り訪問時間の効率的なシフト体制を研究し利用者ニーズに応じていく。それにより月 600 件以上の訪問を目指す。
- ②医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを順次開始する。
- ③毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

#### (7) 放課後等デイサービス「はみんぐ」

- ①安全で質の良いサービスを提供する。
- ②週 5 日、1 日 5 名の登録と 1 日 3.5 名の出席運営を目指す。
- ③研修や育成プログラムに積極的に取り組み、専門職としてのスキル向上に努める。

### (安全管理室)

- (1) 感染に関する最新の情報を速やかに共有し、新型コロナウイルス感染症予防対策の継続とスムーズなワクチンの接種をすすめる。
- (2) 安全・感染の視点から、職場巡視を行い、課題を提案し改善策を確認する。
- (3) 業務継続ガイドライン (BCP) を策定 (感染症・防災) する。
- (4) 利用者・職員の安全確保のため、医療事故防止対策に取り組む。
- (5) 年 2 回の法定研修に加え、職員の安全・感染に関する意識の向上を図る。
- (6) インシデント・アクシデントレポート報告からの分析・改善策への取組を推進する。

### (管理部)

#### (1) 管理課及び医事課

##### ①人事、人材管理

- (ア) 働き方改革関連法に基づく時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。
- (イ) 職員のタイムリーな採用と離職率の低減を図る。

(ウ) 積極的に外部研修に参加し人材育成を図る。

②経理業務

(ア) 適正な予算管理と執行を行う。

(イ) 健全なセンター経営のため、経費削減と収入を管理する。

③福祉、医療請求業務

(ア) 障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。

(イ) 診療報酬、障害福祉サービス費の変更点を常に点検し確実な請求を行う。

④施設管理

(ア) 安心・安全のため、定期的な施設設備の点検と迅速な修繕を実施する。

(イ) 狭隘化する施設を有効に活用するために施設内の回収等を柔軟に検討する。

(ウ) 防犯・防災対策の防犯カメラの追加での設置を進める。

⑤物品管理

(ア) 老朽化する医療機器を予算に基づき計画的な購入を行う。

(イ) 固定資産の棚卸を行い、管理の体制を整える。

⑥中期経営計画の進捗管理

中期経営計画の進捗を管理するため随時計画を確認する。

(2) 保育室ひかり

①保育所保育指針を理解すると共に、園内研修を行うことで保育の質を高める。また、保護者、地域、他施設と連携した子育て支援を進める。

②保育室内、外の危険個所や老朽化している場所を確認し、子どもたちの安全に努める。

③月間・年間指導計画のPDCAを行うことで、自らの保育を振り返り、毎日の実践に活かす。

④横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。

⑤卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。

(3) 病児保育室あさひ

①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、環境整備を徹底して行う。また、自己研鑽に励み、保育の質の向上に努める。

②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しながら、医療保育の取組を見える化し、利用者の満足度の向上を目指す。

③医師、看護師、保育士と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた、新生活様式の預かり方をその時々の状況に合わせて話し合い検討していく。また、協働して育児支援、病気相談など新たなサービスを検討していく。

④新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、可能な限り見学を受け入れ、登録者を確保する。

⑤利用者サービスの向上として、給食について検討する。

⑥コロナ禍で、利用人数や予約方法、診察などに制限があるが、その時の最善を尽くしたサービスを提供していく。

(4) 中期経営計画

5 箇年の中期経営計画の 3 年目として以下の取組課題を掲げ実行する。

- ①アウトリーチ型事業への展開及び推進
- ②施設の改修及び仕様変更の検討
- ③ノーリフトの推進
- ④柔軟な勤務形態の構築、BCP を考慮した緊急勤務体制の検討
- ⑤教育体制の強化・充実・推進
- ⑥地域連携の拡大

## IV 地域療育センターあおば運営事業

### 1 全体目標

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、2020年度は極めて厳しい運営状況に陥った。コロナ禍における運営2年目の中、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底した上で利用者サービスを提供するとともに、施設運営の正常化を図る必要がある。

こうした中、「横浜市地域療育センターあり方検討会」の議論が深まり、横浜市の地域療育センターの将来像が少しずつ展望されてきている。この検討状況も踏まえ、今後、当センターでは診療を経なくとも適切な療育サービスを提供することによって利用者ニーズに応えていけるよう、新たな取組を展開する。

### 2 運営事業の指針

- (1) 職員一人ひとりが、近年における医療・福祉、また地域の社会情勢の最新情報のアップデートを図り、様々なアイデアや発想に基づく取組が展開できるよう職場の一体感を醸成する。
- (2) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの人権」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (3) 「利用者」ファーストの観点から、子ども・保護者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供する。

### 3 数値目標

部門名	事業名	2021年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療	42人/日（54人/日）
通園課	福祉型児童発達支援	45人/日（46人/日）
↓	医療型児童発達支援	18人/日（18人/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	11人/日（11人/日）
相談課	障害児相談支援事業	250人（250人）
↓	保育所等訪問支援事業	60人（60人）

### 4 各課の主要事業計画

#### （診療課）

- (1) 医療職としての高い専門性をもって、支援を必要としている利用者・御家族に対してサービスの提供を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を徹底して行い、利用者・御家族が安心してサービスを受けられるようにする。そのため、外来利用目標人数は2020年度7月～12月の実績に基づいた42人/日（2020年度より1日12名の減員）とする。
- (3) 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を強化する。



- (4) 療育分野の専門性・特殊性を踏まえた、人材育成（個々の職員の職能向上）を行う。
- (5) 業務の効率化を図るとともに、個々が働きやすい環境づくりを行う。
- (6) 他部門・他職種との連携を密にし、センターが提供するサービスの充実を目指す。

**(通園課)**

- (1) 年間療育日数：206 日(前年度：205 日)
- (2) 利用児数 ※( )は前年度

福祉型	92 名(68 名)
医療型	28 名(28 名)
合計	120 名(96 名)

- (3) 教室・クラス数 ※( )は前年度

福祉型	14 クラス(9 クラス)
医療型	3 クラス(3 クラス)
合計	10 教室 17 クラス(9 教室 12 クラス)

- (4) 療育体制

- ①福祉型は週 5 日クラスを 3 つ、週 3 日クラスを 2 つ新たに開設する。日々定員 63 人を満たす設定の中で、週 2 日クラスを 4 つ設定し、1 日運営日ができる所は利用者のニーズの動向をみながらサービス展開できるように準備する。また、現在進行中である、あり方検討会での療育センターの展望も鑑みて、児童発達支援センターの枠組みを利用しながら、低頻度療育のあり方、アウトリーチ型のサービスの方向性を探るための週 1 日療育を積極的に実施していく。
- ②医療型は 3 クラス設定で、いずれのクラスも子どもの状態で登園頻度を週 1 日から週 5 日で組み合わせ、1 クラスの 1 日の登園人数を 6 人と設定する。
- ③低頻度療育クラスを増設したため、日々定員は 63 人だが、利用児数は 2020 年度に比べ、24 人増員となっている。
- ④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。
- ⑤卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。
- ⑥他職種による集団場面の評価機会を通して、アドバイスを受ける。

- (5) 人材育成

- ①プログラムを整理して、企画・実践・振り返りを検証する場を設定する。
- ②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。
- ③終礼を設定して、その日の振り返り、他クラスの情報共有をタイムリーに行う。
- ④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

**(こども支援室)**

- (1) 年間療育日数：159 日(前年度：169 日)
- (2) 対象児童：4・5 歳児（主に知的障害を伴わない発達障害の幼児）

(3) 療育体制

※( )は前年度

利用児数	48名(48名)
運営(1日2クラス、週8クラス稼働)	6人×8クラス(6人×8クラス)

(4) 療育内容

- ①ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
- ②子どもが所属する幼稚園・保育園に訪問し対応方法等を共有する(1人年1回訪問)。
- ③動画やオンラインの活用も図り保護者勉強会を開催し発達の理解と対応を深めていく。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

- ①初相談における面接相談を実施する(電話相談から2週間以内に面談を実施する)。
- ②利用者の持つニーズを迅速に把握して対応する。また、診療に至らないケースについて支援プランを明確にしてセンター内で共有するとともに、療育支援(サービス)へと繋げるほか、利用児が通う保育園や幼稚園等への訪問事業について検討していく。

(2) 計画相談支援

- ①センター利用児及び他施設利用児の円滑な障害児支援利用計画書の作成(モニタリングも含めて約300名分作成)をするとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。
- ②区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を図る。

(3) 人材育成

- ①横浜市相談支援従事者人材育成ビジョンを活用した課内研修を実施する。

(4) 各種事業

事業名	内容(場所)	回数
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園	約120園
学校支援事業	区内公立小学校	約30校
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校	30校
区幼稚園・保育園研修	青葉福祉保健センター事業の共同開催	年2回
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年約24回
地域の子育て拠点等への巡回支援	ラフール、おもちゃの広場、すてっぷ	年12回

(5) ひろば事業(「あおばであそぼ」 ※センター全体として土曜診療日に実施)

- ①対象児童:相談継続や初診を待っている児童と保護者を対象とする。
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、気軽に来所できる相談の場としての定着化を図る。
- ③安定的・継続的な活動の提供を行う(月1回、土曜診療日に開催)。

(6) 外来グループ

目的:初期における療育の促進や保護者同士のつながりなどを目的に「知的・発達系」及び「肢体系」のグループを実施する。

事業名	内容（場所）	回数
知的発達系グループ（くろーばー）	初診終了後のフォローグループ	保護者によるエントリー方式 通年 隔週
知的発達系グループ（たんぼぼ）	診断後の初期療育グループ	1クール3ヶ月×3クール
肢体系グループ（いちごグループ）	1歳児を中心としたグループ ※医療型児童発達支援センターと協働 での実施を検討	月1回×10ヶ月
知的発達系グループ（ぱぷりか）	診療を経ない療育支援サービス	3～4歳児を対象に通年の中で実施
知的発達系グループ（みーと）	診療を経ない療育支援サービス	5歳児を対象に通年の中で実施

## （管理課）

### （1）人事管理

- ①新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し職員の健康と安心・安全な職場環境を提供する。
- ②働き方改革関連法に基づき時間外労働時間及び有給休暇の取得管理を徹底する。
- ③横浜市で決められた人員配置の中で効率的配置と超過勤務の縮減を図る。

### （2）人材育成

- ①新しく始まる目標管理チャレンジ制度を理解し、立案した目標管理を適正に行い人材育成を図る。
- ②各種研修の提供と積極的な参加を推進する。
- ③管理課職員の資質向上

### （3）センター経営

- ①積極的な補助金の導入などの収入増及び経費節減に努め、法人の経営向上に貢献する。
- ②職員の経営意識の向上に取り組む。
- ③適正な予算管理と計画的な執行を行う。

### （4）施設管理

- ①経年劣化に伴う建物・設備管理及び備品を計画的に更新し、快適な環境を維持する。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を積極的に行う。

### （5）防災・防犯意識の向上と取組

- ①防災訓練を年12回、防犯訓練を年1回実践に即した訓練で実施する。
- ②福祉避難場所の設置訓練や役割を確認し徹底する。
- ③年1回BCPの見直しとBCPに沿った具体的な行動計画を作成する。

## V たっちほどがや運営事業

### 1 全体目標

2020年度は利用者の外出制限や生活介護事業における利用自粛など、運営全般に新型コロナウイルス感染症の影響が生じた。2021年度も引き続き感染予防対策を講じながら、日常生活の中で何をどのようにしたら、より良いサービスが提供できるか検討しながら各事業を進めていく。

開所から11年が経過し、利用者の高齢化や重度化への的確な対応が求められていることから、オールたっちほどがやとして看護体制を充実強化し、健康管理や早期受診等を徹底する。また、日常生活においては、個別性を重視した丁寧なかかわりを大切にする。

生活介護事業については、利用者を2名増員するほか、利用回数の増加につなげるなど、事業の安定化を図っていく。

いずみについては、生活介護事業において利用者5名を増員する。放課後等デイサービスについては、1日当たり5名の利用を確保する。

また、引き続き、サービス管理責任者及び児童発達支援管理者の育成に努めていく。

### 2 運営事業の指針

- (1) 利用者一人ひとりとの意思疎通の向上
- (2) 利用者一人ひとりの幸福感の追求
- (3) 日中活動・外出（社会体験）支援の充実
- (4) 高齢化・重度化への対応（人生のラストステージ支援）
- (5) 看護体制の強化（看護課の新設）
- (6) 在宅児者を介護する家族の支援の充実（相談活動の充実）
- (7) 収支状況の改善（通所利用者の拡大、節約、合理化）
- (8) 労働環境の改善（働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大等）
- (9) たっちいずみの隣地の活用を検討

### 3 数値目標

事業名	2021年度目標（前年度目標）
入所支援事業	41.2人/日（42.7人/日）
短期入所事業	7.8人/日（6.4人/日）
生活介護事業（通所）	23.5人/日（22.8人/日）
たっちいずみの生活介護	19.6人/日（18.0人/日）
たっちいずみの放課後等デイサービス	4.0人/日（4.0人/日）

※入所支援事業の定員は2020年5月に43名から42名に変更（措置入所者1名が退所）

## 4 各課の主要事業計画

### (入所支援課)

#### (1) 利用者支援の充実

プロフィール表の作成方法を見直し、アセスメントを深め利用者支援を充実していく。

#### (2) コロナ禍における社会参加の模索

- ①感染状況を考慮して、外出場所や時間を調整する。
- ②外部通所の再開に向けて、具体策を検討する。
- ③感染状況をふまえて、ボランティア等外部との交流方法を模索する。

#### (3) 家族との繋がり

- ①感染状況をふまえて、タブレットを活用するなど面会方法を工夫する。
- ②定期的にお知らせを発行し、利用者の様子を家族に伝える。

#### (4) 行事内容の見直し

- ①入所全体行事は年2回とし、感染時期でも対応できるよう、実施内容を企画する。
- ②ユニット行事の内容を充実する。

#### (5) 安全な短期入所の受け入れ

感染状況に合わせ短期入所の受け入れ方法を検討する。

#### (6) 職員のスキルアップ

- ①介護マニュアルの見直しを行い、職員のスキルの向上を図る。
- ②次世代のサービス管理責任者を育成するため研修受講を促す。

### (看護課)

#### (1) 看護師の連携体制の整備

看護課を新設することにより、部署間の看護師の連携体制を整備する。

#### (2) 入所

- ①医療ケアを安全に行うことができるよう情報共有の体制を整える。
- ②通所先に安全・安心に通所できるよう情報共有の体制を整える。

#### (3) 短期入所

医療ケアを安全に行うことができるよう情報共有の体制を整える。

#### (4) 通所

利用者が安全安心して過ごせるよう生活支援員と連携しケアを行う。

#### (5) 職員育成

利用者の急変、緊急時に、生活支援員が考えて動けるように医療知識の提供を行う。

### (通所・在宅支援課)

#### (1) 生活介護事業

感染拡大状況に応じた感染対策を確実に実行する。施設から多くの利用者を受け入れる生活介護事業では、より徹底した感染防止対策が求められることを再確認し、適切な感染防止対策を行う。また、感染が収束へ向かいはじめた際には、利用者の楽しみや家族のニ

ーズに焦点を当てた「楽しい場所」としての機能・役割も付加していく。

(2) 短期入所事業

長期入所利用者とユニットを共にする短期入所事業としては、全室個室の環境をメリットとして捉え、状況に応じた柔軟な感染対策を実施していく。

地域の感染状況を正確に捉え、感染対策と本人・家族のニーズが共に両立できるようにその時に見合った連絡・調整を行う。

(3) 指定特定相談支援事業

コロナ禍にふさわしい計画相談の進め方を模索し、滞ることがないように計画相談業務を実施する。

(4) 長期入所者の日中活動支援

地域の感染状況に応じて、その時に適した活動を実施する。

コロナ禍においては、個別活動や調理活動等が主となるが、ボランティアや地域との繋がりが途切れないように関係を保ちながら、再開に向けて準備を進めていく。

行事・イベントの実施に関しては、入所支援課と連携して取り組む。

(5) 人材育成

チャレンジ目標制度を活用して個人としての成長を促すとともに、通所部門独自の目標を設定してチーム（集団）としての向上も目指していく。

(6) 働きやすい職場作り

「うつさない」「うつらない」「広げない」ための感染対策を確実に実施し、安心して働ける職場環境を提供していく。また、休暇の取りやすい環境作りや意識改革を行っていく。

(たっちいずみの課)

(1) コロナ禍に合わせた事業運営

感染拡大防止策を徹底したうえで、従前とは異なる過ごし方を模索する。コロナ禍だからこそその楽しみ方を見つけていく。また、緊急時に備え、家族、職員間の連絡ツールを導入する。

(2) いずみのらしさの追求

開所当初から大切にしている「出会いを大切に…」、「また明日も利用したいと思える場所を作る」という初心を忘れずに、家族のニーズに寄り添い、現状にとらわれるのではなく、常に進化を求め、いずみのらしさを追求する。

(3) 地域のニーズを探る

事業所の現状、将来を想定し、地域のニーズを探りながら新規事業の必要性を検討する。

(4) 働きやすい職場と人材育成

やりがいがあり、働きやすい職場を作ることで、職員相互に成長できる環境を作るとともに職員一人ひとりに責任を持たせることで、次世代の職員を育てる。

## (管理課)

### (1) 建物・設備管理

経年劣化による建物修繕及び設備更新について中期修繕計画を作成し予算を立てる。

### (2) 予算管理

①予算と実績の比較検討を継続して行い、経費削減に取り組む。

②契約の見直しや光熱費削減等による経営改善計画を作成し遂行する。

### (3) 労働環境整備

①新型コロナウイルス感染対策に係る整備を行う。

②腰痛による離職を防ぐためリフター導入を検討する。

③時間外労働時間及び年次有給休暇の取得状況を把握し、適正な勤務管理を行う。

### (4) 防災・防犯対策

①土砂災害警戒区域指定を意識した防災計画を再検討する。

②福祉避難所設置・開所・運営訓練を実施する。

③職員の防災・防犯意識を高めるための訓練、企画を検討する。

### (5) 給食提供

①利用者が高齢化・重症化しているため、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面について聞き取りを行い、食事形態を検討し、栄養管理で利用者の健康管理を図る。

②給食では実現の困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせた食育につなげる。(入所利用者)

③2021年度末に現在の給食業者との契約が終了するため、適切な給食業者を選考できるよう早めに近隣施設への聞き取り調査等を行い、スムーズな業者の移行を行えるように努める。